

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	母子保健事業事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高槻市長

## 公表日

令和7年12月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。番号法においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、妊娠届出における受理・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムでの受領及び審査、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導及び診療を受けることの勧奨、産後ケア事業の実施、低体重児の届出及び審査、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付及び費用の支給、養育医療の給付に係る費用の徴収並びにこども家庭センターの事業の実施に係る事務を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル、未熟児養育医療情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・主務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95の項、95の2の項、96の項  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、102の項、125の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子ども保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部法務ガバナンス室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども保健課
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用	

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		[      ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b>		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b>		[      ]接続しない(入手)    [      ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b>		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを利用して情報照会を行う際に、複数人で対象者や照会内容の確認を行うことを徹底している。 健康管理システムに入力する際、基本4情報を確認の上入力し、対象者や、入力内容に誤りがないか複数人で確認している。	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検    [      ] 内部監査    [      ] 外部監査	
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ul>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[           十分である           ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	健康管理システムに入力する際、基本4情報を確認の上入力し、対象者や、入力内容に誤りがないか複数人で確認している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月26日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	「委託しない」⇒リスク対策回答なし	「委託する」とし、評価は選択肢“2”を選択	事後	
令和4年12月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の概要	妊娠届出における受領及び審査	『妊娠届出における受理・サービスの検索・電子申請機能での受領及び審査』に変更	事後	
令和4年12月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (3)システムによる情報連携	記載なし	『サービス検索・電子申請機能での受領』を追加	事後	
令和4年12月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 〔情報照会の根拠〕【情報提供の根拠】	番号法第19条第8号	事後	
令和5年1月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の概要	妊娠届出における受理・サービスの検索・電子申請機能での受領及び審査	『妊娠届出における受理・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムでの受領及び審査』に変更	事後	
令和5年1月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (3)システムによる情報連携	サービス検索・電子申請機能での受領	『サービス検索・電子申請機能、申請管理システム』に変更	事後	
令和6年1月11日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (3)システムによる情報連携	健康管理システム、医療費公費負担システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。番号法においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、妊娠届出における受理・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムでの受領及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導及び診療を受けることの勧奨、低体重児の届出及び審査、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付及び費用の支給、養育医療の給付に係る費用の徴収並びに子育て世代包括支援センターの事業の実施に係る事務を行う。	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導、健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。番号法においては、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査の実施及び勧奨、妊娠届出における受理・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムでの受領及び審査、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導及び診療を受けることの勧奨、低体重児の届出及び審査、未熟児の訪問指導の実施、養育医療の給付及び費用の支給、養育医療の給付に係る費用の徴収並びに子育て世代包括支援センターの事業の実施に係る事務を行う。	事後	
令和7年9月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (2)事務の概要	・番号法第9条第1項 別表第1の49の項 ・主務省令第40条	・番号法第9条第1項 別表70の項 ・主務省令第40条	事後	
令和7年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の69の2、70の項 ・主務省令第38条の3、第39条  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第2の26、56の2、69の2、87の項 ・主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95の項、96の項  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、102の項、125の項、161の項	事後	
令和7年9月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年9月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	
令和7年9月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 (3)システムによる情報連携	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、団体内	事後	
令和7年12月11日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95の項、96の項  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、102の項、125の項、161の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表95の項、95の2の項、96の項  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表42の項、48の項、71の項、80の項、95の項、102の項、125の項、161の項	事後	